

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う 宿泊税の課税停止について（お知らせ）

日頃より東京都の税務行政の運営につきまして、ご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、**令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止**することとなりましたので、お知らせいたします。

[宿泊税の課税停止の概要]

課税停止する期間	令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月間
対象者	都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者

※大会期間

オリンピック：令和2（2020）年7月24日～同年8月9日

パラリンピック：令和2（2020）年8月25日～同年9月6日

(参考)

1 宿泊税とは

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられています。

2 宿泊税の仕組み

- 納める方は、都内の旅館・ホテルに宿泊する方
- 納める額は、宿泊数×税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

- 納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所等へ申告して納めます。旅館・ホテルとは、旅館業法第3条第1項の営業許可を「旅館・ホテル営業」で受けたものをいいます。

【問合せ先】

- 千代田都税事務所事業税課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)3252-7144（直通）
- 東京都主税局課税部課税指導課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)5388-2956（直通）